

株 主 各 位

大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号

株式会社サンユウ

代表取締役社長 西 野 淳 二

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場に代えて、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日は受付付近で検温させていただき、発熱があると認められる株主様及び体調不良と思われる株主様は、入場をお断りすることがございます。

また、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席確保ができない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承くださいとともに、書面による議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号 当社3階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。) |

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第74期（ 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 ） 事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連
結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（ 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 ） 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点及び株主総会会場にご来場される株主様とご来場が厳しい株主様の公平性等を勘案し、本総会よりご出席の株主様へのお土産は廃止とさせていただきますことになりましたので、なにとぞご理解下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sanyu-cfs.co.jp>）においてお知らせさせていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sanyu-cfs.co.jp>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境は小康状態を保っていましたが、米中貿易摩擦の長期化、中国経済の減速などによる悪化要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により失速し、年度末にはリーマンショック以来の厳しい状況となりました。

わが国のみがき棒鋼及び冷間圧造用鋼線業界（当業界）におきましては、主要需要家である自動車業界の生産活動が低調に推移したことから、2019年暦年における当業界の生産量は1,777千トンと前年に比し117千トン減少いたしました（前年比6.2%減）。

このような経営環境下、当社は2018年11月5日に子会社化した大阪ミガキ株式会社の株式を、一層の効率的生産推進とガバナンス向上のため、2019年5月16日に追加取得（15.5%、累計67.5%）すると共に、全社を挙げて収益の確保に取り組みました。

大阪ミガキ株式会社の連結効果の通期化及び前年度の素材価格値上げの販売価格への転嫁に引き続き注力した結果、売上高は20,437百万円（前期比4.3%増）と増収となりましたが、販売面では、新規取引先の開拓及びV A案件の推進により販売数量の拡大に努めたものの、当社グループを取り巻く需要環境は厳しく、販売数量は125千トン（同4.6%減）となりました。

損益につきましては、販売数量の減少及び生産減に伴うトン当たり製造・販売コストの上昇から、営業利益は345百万円（同50.3%減）、経常利益は376百万円（同46.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は158百万円（同62.3%減）と減益となりました。

なお、事業部門ごとの業績は次のとおりであります。

まず、みがき棒鋼部門におきましては、販売数量は76千トンとなり、売上高は13,527百万円（同10.9%増）となりました。

次に、冷間圧造用鋼線部門におきましては、販売数量は49千トンとなり、売上高は6,909百万円（同6.6%減）となりました。

② 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は少額投資を中心に267百万円となり、これらの資金は自己資金及び借入金にて賄いました。

③ 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済活動の低迷により、今後も極めて厳しい状況が続くことが予想されます。

わが国の当業界につきましても、主要需要業界である自動車・建設機械分野において、需要回復の見通しが全く立たないことから、引き続き予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような経営環境下、当社グループにおきましては、保有する生産設備の効率的且つ最適な稼働を図るなどグループ間・事業所間の連携を一層強化することにより、グループ内経営資源を有効に活用し、連結収益の最大化を追求する所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ以上の諸事情をご賢察のうえ、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	第72期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第73期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第74期 (当連結会計年度) (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
売上高(百万円)	15,404	17,220	19,596	20,437
経常利益(百万円)	312	530	699	376
親会社株主に 帰属する当期 純利益(百万円)	194	418	420	158
1株当たり当期純利益	32円24銭	69円19銭	69円62銭	26円22銭
総資産(百万円)	13,926	14,469	18,630	16,376
純資産(百万円)	7,286	7,662	8,823	8,662
1株当たり純資産額	1,205円45銭	1,267円61銭	1,328円31銭	1,336円82銭

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式を除く期中平均発行済株式の総数に基づき、
1株当たり純資産額は、保有する自己株式を除く期末発行済株式の総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大阪ミガキ株式会社	40百万円	67.5%	みがき棒鋼の製造及び販売
大同磨鋼材工業株式会社	20百万円	100.0%	鋼材の販売

(注) 当社は、2018年11月5日に子会社化した大阪ミガキ株式会社の株式を、一層の効率的生産推進とガバナンス向上のため、2019年5月16日に追加取得（15.5%、累計67.5%）いたしました。

(4) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

- ① みがき棒鋼の製造、加工及び販売
- ② 冷間圧造用鋼線の製造、加工及び販売

(5) 事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社の事業所

本 社 大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号
(営業店舗)

枚 方 大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号
東 大 阪 大阪府東大阪市今米2丁目6番4号
八 尾 大阪府八尾市老原8丁目58番地
九 州 熊本県菊池市七城町蘇崎1196番8

(工場)
本 社 大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号
八 尾 大阪府八尾市老原8丁目58番地
九 州 熊本県菊池市七城町蘇崎1196番8

② 子会社

大阪ミガキ株式会社 大阪府東大阪市本庄西3丁目7番4号
大同磨鋼材工業株式会社 広島県広島市西区小河内町1丁目25番13号

(6) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
308名	7名増

(注) 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者(4名)、嘱託及びパートタイマーを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
200名	2名増	38.2歳	13.4年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者(4名)、嘱託及びパートタイマーを含んでおりません。

(7) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	713百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	690
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	412

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 19,344,000株

(2) 発行済株式の総数 6,091,000株

(3) 株主数 1,273名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	2,035千株	33.67%
村 岡 克 彦	362	6.00
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	315	5.21
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	295	4.88
日 鉄 物 産 株 式 会 社	250	4.14
永 田 麻 里	187	3.10
佐 藤 商 事 株 式 会 社	180	2.98
サ ン ユ ウ 従 業 員 持 株 会	163	2.71
柏 木 伸 夫	135	2.25
株 式 会 社 り そ な 銀 行	110	1.82

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（46,496株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	西 野 淳 二	大阪ミガキ株式会社取締役
取 締 役	加 藤 和 彦	上席執行役員財務部長 大阪ミガキ株式会社取締役
取 締 役	清 水 良 寛	弁護士
常 勤 監 査 役	玉 井 孝 一	株式会社オートウェーブ社外監査役
監 査 役	長 谷 川 泰 一 郎	日本製鉄株式会社大阪支社棒線第一室長 日鉄精鋼株式会社社外監査役
監 査 役	藤 田 典 明	藤田税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役清水良寛氏は社外取締役であります。
2. 監査役玉井孝一、監査役長谷川泰一郎及び監査役藤田典明の3氏は社外監査役であります。
3. 取締役清水良寛及び監査役藤田典明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役藤田典明氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び各監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山 田 邦 夫	2019年6月27日	任期満了	監査役（常勤） 大同磨鋼材工業株式会社監査役
熊 岡 繁 喜	2019年6月27日	任期満了	社外監査役 熊岡税理士事務所所長

- (注) 1. 監査役熊岡繁喜氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
2. 監査役山田邦夫及び監査役熊岡繁喜の両氏とも、賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とした責任限定契約を締結しておりました。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	55,434千円 (3,450千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	11,907千円 (8,706千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	67,341千円 (12,156千円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役1名を除いております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第70期定時株主総会において年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第49期定時株主総会において年額24,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役長谷川泰一郎氏は、当社の特定関係事業者である日本製鉄株式会社の業務執行者を兼務しております。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役玉井孝一氏は、株式会社オートウェーブの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役長谷川泰一郎氏は、日鉄精鋼株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ、当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 清 水 良 寛	当事業年度中に開催の取締役会20回のうち20回出席しており、弁護士としての豊富な経験と専門知識及び他社での社外役員の経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、助言及び提言を行っております。
監査役 玉 井 孝 一	2019年6月27日就任以降、当事業年度中に開催の取締役会15回のうち14回、監査役会4回のうち4回出席しており、これまでに培った経理及び監査業務に関する経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び内部統制システムを構築するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 長谷川 泰一郎	当事業年度中に開催の取締役会20回のうち16回、監査役会6回のうち6回出席しており、鉄鋼人としての幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、助言及び提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 藤 田 典 明	2019年6月27日就任以降、当事業年度中に開催の取締役会15回のうち15回、監査役会4回のうち4回出席しており、税理士としての専門的見地から、取締役会において、特に税務に関わる助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人としての報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,800千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の経営管理体制は取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成されます。

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受けます。

業務執行取締役（執行役員を兼務する取締役）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。また、各取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報管理に関する規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管します。

また、財務情報等の重要な経営情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めます。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各業務執行取締役及び各執行役員は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、諸規程で定められた権限・責任に基づき業務を執行します。

安全衛生、環境・防災、情報管理、販売・購買・品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、各々の担当部門が規程・マニュアル等を整備し、従業員へ教育・啓発活動を通して周知するとともに、そのリスク管理状況を内部統制室とタイアップして行うモニタリング等を通じて把握・評価し、継続的な改善に向けたリスク管理活動に努めます。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

予算計画、設備投資及び投融資等の重要な個別執行事項については、経営会議での審議を経て、取締役会において執行を決定します。

取締役会での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員及び各部課長が遂行します。また、職務権限規程等の整備により必要な業務手続等を定め、各業務執行取締役、各執行役員及び各部課長の権限と責任を明確化します。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「サンユウ企業理念」及び経営方針に基づき、全ての役員・従業員が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とします。各業務執行取締役、各執行役員及び各部課長は、業務運営方針等を従業員に対し周知・徹底します。

各業務執行取締役、各執行役員及び各部課長は、内部統制基本規程及びサンユウ コンプライアンス プログラムに従い、自部門における法令・規程遵守状況の把握等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制室及び総務企画部門に報告します。

内部統制室長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。

これらの内容については、定期的に開催される代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会に報告され、コンプライアンスのチェックを行うとともに業務執行取締役・執行役員・従業員に対する意識付けを徹底します。コンプライアンス活動の一環として講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、従業員に対する教育体制を整備・拡充します。

従業員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。違法行為等を行った従業員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、事業戦略を共有化するとともに、一体となった経営を行います。

グループ会社の内部統制システムについては、各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本としつつ、内部統制室長は各主管部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行います。

(7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員及び従業員は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または内部統制室等当社関係部門を通じて報告します。

また、当社の取締役、執行役員及び従業員は、内部統制システムの整備・運用状況等の経営上の重要事項について、取締役会、経営会議及び内部統制委員会等において報告し、監査役との間で情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受けます。

グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または内部統制室等当社関係部門を通じて報告します。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いはい行いません。

会計監査人、内部統制室長及び内部監査室長は、それぞれ監査役と定期的にまたは必要の都度、それぞれの重要課題等に関する意見または情報交換を行う等、相互に連携を図ります。また、内部統制室長は内部通報制度の運用状況について監査役に報告します。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上します。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、以下のような具体的な取り組みを行っております。

(1) 取締役の職務の執行

取締役は、役員・従業員の法令遵守を強化するために当社で作成した「サンユウ コンプライアンス プログラム」に記載する行動規範の定めに従い、法令及び定款に則って行動するよう徹底されています。また、取締役会等を通じ社外取締役から発言される機会を設けることで、監督機能が強化されております。

なお、当事業年度において、取締役会を20回開催し、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要な事項について決定を行い、報告を受けました。

(2) リスク管理

当社の損失の危険の管理に関する体制のうち、主に環境・防災に関するリスクについては、当社では毎年、大規模災害発生を想定し従業員避難を含めた初動対策の訓練を行っております。当事業年度におきましては災害発生時における対応マニュアルのチェックを行い、問題及び課題を確認いたしました。この訓練で抽出した課題は次年度の訓練プログラムに反映し、更なる改善につなげる所存であります。

また、情報漏洩対策としてパソコン監視ソフトを導入し、データの複写・変更・削除・印刷及びメールの送受信内容（添付ファイルを含む）の情報を全て記録しており、何時、誰が、何を行ったかが追跡可能となっています。当社のパソコンを使用する者にはそれらの仕組みを説明し、不正を行わないよう教育しております。

セキュリティについては、法人向けのウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスやフィッシングメールの削除を行っております。

(3) 内部統制システム全般

当事業年度において内部統制委員会は2回開催いたしました。内部統制委員会においては、内部統制に関する年度計画の承認がなされ、各機能部門における自己点検及び第三者によるモニタリング結果が報告されるとともに、抽出された問題及び対策(案)の議論を経て、実行に至るまでのフォローがなされました。この一事業年度にわたるPDCAのサイクルを回すことにより、内部統制システム全般の整備・運用に関する改善を進めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを有効活用することによって全てのお客様に最高の満足度を提供することを経営の基本施策として、長期的視野にたった経営を行い、現在のような強固な財務基盤を形成し、安定収益、安定配当を実現しております。したがって、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定に関する重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

(注) 本事業報告に記載されている金額及び株式数については、表示単位未満の端数は切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(16,376,375)	(負 債 の 部)	(7,713,524)
流 動 資 産	10,704,843	流 動 負 債	6,559,500
現 金 及 び 預 金	1,567,202	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,016,345
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,374,107	短 期 借 入 金	1,410,000
電 子 記 録 債 権	923,496	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	324,040
商 品 及 び 製 品	1,935,441	リ ー ス 債 務	37,417
仕 掛 品	264,166	未 払 法 人 税 等	51,453
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,651,112	賞 与 引 当 金	199,572
そ の 他	28,284	そ の 他	520,671
貸 倒 引 当 金	△38,967	固 定 負 債	1,154,024
固 定 資 産	5,671,531	長 期 借 入 金	875,168
(有 形 固 定 資 産)	(5,253,186)	リ ー ス 債 務	40,590
建 物 及 び 構 築 物	1,449,968	繰 延 税 金 負 債	60,315
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,903,223	退 職 給 付 に 係 る 負 債	113,454
土 地	1,734,832	資 産 除 去 債 務	64,135
リ ー ス 資 産	72,636	そ の 他	360
そ の 他	92,525	(純 資 産 の 部)	(8,662,850)
(無 形 固 定 資 産)	(160,445)	株 主 資 本	8,078,072
の れ ん	72,647	資 本 金	1,513,687
そ の 他	87,797	資 本 剰 余 金	1,303,508
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(257,899)	利 益 剰 余 金	5,282,269
投 資 有 価 証 券	53,870	自 己 株 式	△21,392
出 資 金	70,110	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,312
長 期 貸 付 金	8,864	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,312
繰 延 税 金 資 産	91,775	非 支 配 株 主 持 分	582,464
そ の 他	34,725		
貸 倒 引 当 金	△1,447		
資 産 合 計	16,376,375	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,376,375

連 結 損 益 計 算 書

（ 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	20,437,684
売 上 原 価	17,702,864
売 上 総 利 益	2,734,820
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,389,428
営 業 利 益	345,391
営 業 外 収 益	72,596
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,782
受 取 賃 貸 料	49,859
受 取 保 険 金	3,093
そ の 他	7,861
営 業 外 費 用	41,528
支 払 利 息	7,453
賃 貸 費 用	20,560
支 払 手 数 料	9,606
そ の 他	3,907
経 常 利 益	376,459
特 別 利 益	269
特 別 損 失	26,778
特 別 損 失	26,778
固 定 資 産 売 却 損	811
固 定 資 産 除 却 損	9,220
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,746
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	349,951
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	164,260
法 人 税 等 調 整 額	△17,112
当 期 純 利 益	202,803
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	44,334
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	158,469

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,513,687	1,318,057	5,214,468	△21,392	8,024,820
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△90,667		△90,667
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			158,469		158,469
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減		△14,549			△14,549
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△14,549	67,801	－	53,252
当 期 末 残 高	1,513,687	1,303,508	5,282,269	△21,392	8,078,072

	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	4,159	795,000	8,823,980
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△90,667
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			158,469
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減			△14,549
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,847	△212,535	△214,382
当 期 変 動 額 合 計	△1,847	△212,535	△161,129
当 期 末 残 高	2,312	582,464	8,662,850

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ①連結子会社の数 | 2 社 |
| ②連結子会社の名称 | 大阪ミガキ株式会社
大同磨鋼材工業株式会社 |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しています。

(3) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び製品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

仕 掛 品

主として、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

原 材 料

主として、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
---------	--------

機械装置及び運搬具	14年
-----------	-----

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度に支給する賞与のうち、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しています。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の均等償却を行っています。

⑤退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑥消費税等の会計処理

税抜処理によっています。

2. 連結貸借対照表等に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,379,739千円 |
| (2) 国庫補助金等により有形固定資産の | |
| 取得価額から直接控除している圧縮累計額 | 127,309千円 |
| (3) 保証債務 | |
| 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対する保証債務 | 52,653千円 |
| | (USD 483,815) |
| (注) 外貨建保証債務は、決算時の為替相場により円換算しています。 | |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	6,091,000	—	—	6,091,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	46,496	—	—	46,496

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2019年6月27日開催の第73期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 90,667千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月25日開催の第74期定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

- ・配当金の総額 48,356千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、個々のグループ会社に必要な資金を独自に銀行借入で調達することを基本方針としています。

一時的な余剰資金は短期的な預金（3ヶ月満期の定期預金）等で運用しています。

また、デリバティブ取引はリスクヘッジ目的でのみ使用し、投機目的では利用しないと規定しています。なお、現時点では当該取引は行っておらず、今後とも行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。なお、外貨建て債権はありません。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、借入金利は固定金利を基本としています。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は「取引規程」に従い取引先と基本契約書を締結し、取引先企業の信用状態に応じ担保を設定するなど債権保全策を検討してまいります。

また、「信用限度に関する規程」に従い、取引先ごとに取引限度枠を設定し、毎月取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、1年ごとに取引限度枠の見直しを行っています。

市場リスク（価格変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務内容を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、毎期、各部署からの計画（販売計画、設備投資計画など）に基づき財務部が年間資金計画を作成しています。また、期中においては適時更新するなど、定期的に流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
①現金及び預金	1,567,202	1,567,202	—
②受取手形及び売掛金	4,374,107	4,374,107	—
③電子記録債権	923,496	923,496	—
④投資有価証券			
その他有価証券	15,274	15,274	—
⑤支払手形及び買掛金	(4,016,345)	(4,016,345)	—
⑥短期借入金	(1,410,000)	(1,410,000)	—
⑦長期借入金	(1,199,208)	(1,198,711)	(△496)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、並びに③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

⑤支払手形及び買掛金、並びに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑦長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。また、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額108,706千円）並びに保証債務は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,567,202	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,374,107	—	—	—
電子記録債権	923,496	—	—	—
合計	6,864,806	—	—	—

(注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	324,040	176,604	134,982	118,322	106,620	338,640

5. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,336円82銭
 ② 1株当たり当期純利益 26円22銭

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(14,191,583)	(負 債 の 部)	(6,161,930)
流 動 資 産	7,979,346	流 動 負 債	5,352,174
現 金 及 び 預 金	604,721	支 払 手 形	427,400
受 取 手 形	1,386,840	買 掛 金	3,269,843
電 子 記 録 債 権	740,310	短 期 借 入 金	860,000
売 掛 金	2,236,242	1年内返済予定の長期借入金	220,700
商 品 及 び 製 品	1,432,979	リ ー ス 債 務	16,651
仕 掛 品	236,404	未 払 金	389,506
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,340,389	未 払 法 人 税 等	5,400
前 払 費 用	7,467	未 払 費 用	21,236
未 収 入 金	12,739	預 り 金	3,437
そ の 他	6,214	賞 与 引 当 金	138,000
貸 倒 引 当 金	△24,963	固 定 負 債	809,756
固 定 資 産	6,212,237	長 期 借 入 金	675,600
(有 形 固 定 資 産)	(4,128,654)	リ ー ス 債 務	9,469
建 物	1,225,023	退 職 給 付 引 当 金	69,225
構 築 物	125,713	資 産 除 去 債 務	55,461
機 械 装 置	1,435,061	(純 資 産 の 部)	(8,029,652)
車 両 運 搬 具	1,675	株 主 資 本	8,026,334
工 具 器 具 備 品	75,691	資 本 金	1,513,687
土 地	1,239,532	資 本 剰 余 金	1,317,207
リ ー ス 資 産	23,956	資 本 準 備 金	1,317,207
建 設 仮 勘 定	2,000	利 益 剰 余 金	5,216,832
(無 形 固 定 資 産)	(65,964)	利 益 準 備 金	258,187
ソ フ ト ウ ェ ア	41,388	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,958,645
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	20,018	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	177,593
電 話 加 入 権	3,633	別 途 積 立 金	3,600,000
水 道 施 設 利 用 権	924	繰 越 利 益 剰 余 金	1,181,051
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(2,017,618)	自 己 株 式	△21,392
投 資 有 価 証 券	37,686	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,318
関 係 会 社 株 式	1,798,981	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,318
出 資 金	70,090		
長 期 貸 付 金	8,864		
長 期 前 払 費 用	13,997		
繰 延 税 金 資 産	84,381		
そ の 他	5,063		
貸 倒 引 当 金	△1,447		
資 産 合 計	14,191,583	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,191,583

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,864,149
売 上 原 価	15,174,212
売 上 総 利 益	1,689,937
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,507,358
営 業 利 益	182,579
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,448
受 取 賃 貸 料	48,737
受 取 保 険 金	3,093
そ の 他	4,962
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,365
賃 貸 費 用	21,062
そ の 他	1,014
経 常 利 益	224,378
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	19
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	811
固 定 資 産 除 却 損	9,198
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,746
税 引 前 当 期 純 利 益	197,642
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,565
法 人 税 等 調 整 額	△177
当 期 純 利 益	122,254

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
				買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,513,687	1,317,207	258,187	183,879	3,600,000	1,143,178	5,185,246	△21,392	7,994,748	
当 期 変 動 額										
買換資産圧縮積立金の取崩				△6,285		6,285	－		－	
剰余金の配当						△90,667	△90,667		△90,667	
当期純利益						122,254	122,254		122,254	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	△6,285	－	37,872	31,586	－	31,586	
当 期 末 残 高	1,513,687	1,317,207	258,187	177,593	3,600,000	1,181,051	5,216,832	△21,392	8,026,334	

	評価・換算差額等 その他有価証券 評 価 差 額 金	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	4,176	7,998,924
当 期 変 動 額		
買換資産圧縮 積立金の取崩		—
剰余金の配当		△90,667
当 期 純 利 益		122,254
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	△858	△858
当期変動額合計	△858	30,728
当 期 末 残 高	3,318	8,029,652

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び製品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

仕 掛 品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

原 材 料

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15～50年

機械装置 14年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

- ②賞 与 引 当 金 従業員への賞与の支給に備えるため、翌事業年度に支給する賞与のうち、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しています。
- ③退 職 給 付 引 当 金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
税抜処理によっています。

2. 貸借対照表等に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,118,396千円
- (2) 国庫補助金等により有形固定資産の
取得価額から直接控除している圧縮累計額 127,309千円
- (3) 保証債務
連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対する保証債務 52,653千円
(USD 483,815)
- (注)外貨建保証債務は、決算時の為替相場により円換算しています。
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 361,396千円
短期金銭債務 4,659千円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引
営業取引の取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 880,418千円 |
| 仕入高 | 22,723千円 |
| その他の営業取引高 | 32,630千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 9,769千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	46,496	—	—	46,496

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	42,228千円
貸倒引当金	8,081千円
未払事業税	3,335千円
退職給付引当金	21,183千円
減価償却超過額	75,980千円
出資金評価損	32,956千円
投資有価証券評価損	36,465千円
その他	35,045千円
小計	255,277千円
評価性引当額	△87,158千円
合計	168,118千円

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	△78,305千円
建物	△3,968千円
その他有価証券評価差額金	△1,463千円
合計	△83,736千円

繰延税金資産の純額	84,381千円
-----------	----------

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	日本製鉄 (株)	419,524	鉄鋼業	被所有 直接 間接 33.67 0.83	主要材料の 購入 役員の兼任	主要材料の 仕入	6,597,327	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

①主要材料の仕入は商社を通じて仕入れていますが、当社と当該関連当事者との間で市場動向等を参考にして価格交渉を行い決定しています。

②上記取引金額には、消費税等が含まれていません。

(注) a. 取引金額には商社経由の仕入金額を含めて表示しています。

b. 商社経由の取引であるため、当該関連当事者に対する仕入債務は発生しません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	大同磨鋼 材工業(株)	20	鋼材の販 売	所有 直接 100.00	当社製品の 販売 役員の兼任	当社製品 の販売	842,064	売掛金	355,558

取引条件及び取引条件の決定方針等

①製品の販売については、一般の取引条件や市場価格等を勘案して、その都度交渉の上決定しています。

②上記取引金額には、消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれていません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,328円42銭

1株当たり当期純利益 20円23銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社サンユウ

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中 畑 孝 英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴 木 重 久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンユウの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンユウ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社サンユウ

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中 畑 孝 英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴 木 重 久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンユウの2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社サンユウ 監査役会

常勤社外監査役 玉 井 孝 一 ㊟

社外監査役 長谷川 泰一郎 ㊟

社外監査役 藤 田 典 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第74期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、48,356,032円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
1	にし の じゅん 二 西 野 淳 二 (1956年2月6日生)	1981年4月 新日本製鐵株式會社入社 1997年6月 同社室蘭製鐵所圧延工場棒鋼 技術グループリーダー 2005年4月 同社名古屋支店 部長 2007年7月 同社釜石製鐵所製造部長 2009年7月 同社室蘭製鐵所製品技術部長 2011年4月 同社棒線事業部棒線営業部長 2012年10月 新日鐵住金株式会社（現 日本 製鐵株式会社）へ統合 同社棒線事業部棒線技術部長 2013年4月 同社棒線事業部上席主幹 2014年3月 同社退社 2014年4月 当社入社 当社顧問 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） 2018年11月 大阪ミガキ株式会社取締役 （現任）	400株

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の数 株式数
2	か とう かず ひこ 加 藤 和 彦 (1959年10月17日生)	1982年4月 日鐵商事株式会社入社 1999年4月 同社大阪支店総務部審査チームリーダー 2005年4月 同社審査部長 2010年4月 同社参与審査部長 2012年4月 同社執行役員審査部長 2013年10月 住金物産株式会社との経営統合により日鉄住金物産株式会社 (現 日鉄物産株式会社)となる 同社執行役員内部統制部長 2014年4月 同社執行役員 2016年4月 当社入社 当社顧問 2016年6月 当社取締役執行役員財務部長 2018年11月 大阪ミガキ株式会社取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役上席執行役員財務部長 (現任)	1,000株
3	し みず よし ひろ 清 水 良 寛 (1974年4月28日生)	1997年4月 福岡地方裁判所入庁 裁判所書記官 2002年11月 司法試験合格 2003年3月 同所退職 2003年4月 司法修習 (修習第57期) 2004年10月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 弁護士法人 淀屋橋・山上合同 入所 2010年4月 同所パートナー (現任) 2011年4月 マックスバリュ中部株式会社社 外監査役 2015年6月 当社社外取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 清水良寛氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役を除く候補者の選任理由について
- ①西野淳二氏におきましては、当社及び大阪ミガキ株式会社の取締役としてグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、鉄鋼業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- ②加藤和彦氏におきましては、財務及び税務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、また企業価値の向上に向けた財務戦略の立案、改善を指揮するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
- 清水良寛氏におきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、また他社で社外役員を経験されていたほか、当社社外取締役としてその職責を果たしていることから、業務執行に適切な助言・監督をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、清水良寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を、賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額として締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 独立役員について
- 当社は、清水良寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役玉井孝一氏及び長谷川泰一郎氏は、本總會終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者仲山隆之氏及び生方徹氏は、監査役玉井孝一氏及び長谷川泰一郎氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される両監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	なか やま たか ゆき 仲 山 隆 之 (1970年2月13日生)	1993年4月 住友金属工業株式会社入社 1999年1月 同社条鋼部東京加工素材グループ 2000年4月 株式会社住友金属小倉へ転籍 同社営業第二部加工素材室 2004年6月 同社大阪営業部大阪特殊鋼室 2012年10月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社)へ統合 同社棒線事業部棒線営業部棒鋼第二室 2015年10月 同社棒線事業部室蘭製鐵所工程業務部製品企画調整室長 2018年9月 同社大阪支社棒線第二室長 2020年4月 同社大阪支社棒線室長(現任)	0株
2	おふ かた とおる 生 方 徹 (1961年6月27日生)	1985年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1993年4月 同社大阪鉄鋼第一部鋼板第三課 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社へ転籍 2004年2月 同社中国支社鋼材第一課課長代行 2008年1月 東京スチールセンター株式会社へ出向 2017年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社へ復職 同社監査部 2019年4月 同社監査部内部統制評価チームチーム長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 仲山隆之及び生方徹の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
- ① 仲山隆之氏におきましては、材料仕入れについて当社との間で取引がある日本製鉄株式会社において同社の大阪支社棒線室長を務めるなど、鉄鋼人としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、それらを当社の経営全般の監査に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- ② 生方徹氏におきましては、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において営業及び監査業務に従事するなど、経営全般に対し豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 特定関係事業者の業務執行者について
- 仲山隆之氏は、当社の特定関係事業者である日本製鉄株式会社の業務執行者として上記の地位を務めるとともに、過去２年間に於いて同社より業務執行者としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
- 仲山隆之及び生方徹の両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を、賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額として締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場……大阪府枚方市春日北町3丁目1番1号

当社3階ホール

電話番号 (072) 858-1251 (代表)

下車駅……J R 学研都市線津田駅 (徒歩約15分)

